明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（**厚生労働**四八三）　一
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一七七～一八〇）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一八一）　六
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一八二）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一八三、一八五、一八六）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**一八四、一九一～一九七）　三
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**同**一八七～一九〇）　四
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一九八～二〇〇）　四

〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人環境再生保全機構平成二十三事業年度財務諸表、西日本高速道路株式会社工事開始・工事開始変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

告示

○**厚生労働省告示第四百八十三号**

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十第二号及び別表第六の規定に基づき、医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成十八年厚生労働省告示第百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率

都道府県＼年齢階級別	0歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳～
北海道	0.072%	0.412%	0.481%	0.686%
青森県	0.071%	0.399%	0.487%	0.575%
岩手県	0.068%	0.479%	0.431%	0.448%
宮城県	0.072%	0.269%	0.291%	0.401%
秋田県	0.056%	0.412%	0.403%	0.715%
山形県	0.072%	0.387%	0.433%	0.638%
福島県	0.060%	0.395%	0.355%	0.502%
茨城県	0.036%	0.221%	0.223%	0.297%
栃木県	0.038%	0.245%	0.255%	0.297%
群馬県	0.022%	0.324%	0.332%	0.347%
埼玉県	0.035%	0.209%	0.215%	0.377%
東京都	0.063%	0.274%	0.318%	0.370%
千葉県	0.035%	0.244%	0.246%	0.260%
神奈川県	0.033%	0.207%	0.218%	0.285%
新潟県	0.061%	0.282%	0.326%	0.484%
山梨県	0.047%	0.333%	0.370%	0.377%
長野県	0.079%	0.384%	0.377%	0.439%
静岡県	0.035%	0.215%	0.240%	0.250%
富山県	0.050%	0.369%	0.344%	0.433%
石川県	0.044%	0.359%	0.397%	0.563%